



## Third Meeting of the Partners

Partnership for the East Asian – Australasian Flyway

Incheon, Republic of Korea, 6-7 November 2008

### Ⅲ. 第3回パートナーシップ会議等報告

#### 1. 第3回パートナーシップ会議報告

##### パートナー

オーストラリア – Andrew McNee, Vicki Cronan, Bianca Priest

中国 – WANG Weisheng, LEI Guangchun

インドネシア – Agus Sriyadi Budi Sutito

日本 – 星野一昭, 尼子直輝

フィリピン – Anson Tagtag

韓国 – KIM Ji-Tae, KIM Nak-Bin, KWON Gun-Sang, KIM Jee-Young, CHO Yong-Jae, HA Soo-Ho, PARK Hyeon-Jin Annabelle, CHIN Duck-Whan, PARK Chong-Wook, HAN Sang-Hoon, KIM Jin-Han, HUR Wee-Haeng, KIM Hwa-Jung, KIM BoRah, YI Jeong-Yeon, PARK Jin-Young, KIM Jung-Hyun, SHIN Jeong-Hwa, CHAE Hee-Young, CHOI Chang-Yong, PARK Jong-Gil, LEE Woo-Shin

シンガポール – James Gan

米国 – Kimberly Trust

ボン条約事務局 – Doug Hykle

FAO(国連食糧農業機関) – Boripat Siriaroonrat

ラムサール条約事務局 – Lew Young

豪州シギ・チドリ類研究会 – Ken Gosbell

バードライフ・インターナショナル – 市田則孝, Simba Chan, Kanitha Krishnasamy (マレーシア自然保護協会), Fion Cheung (香港観鳥会), Kritsana Kaewplang (タイ野鳥の会)

国際ツル財団 – Claire Mirande, George Archibald, Elena Ilyashenko

IUCN(国際自然保護連合) – Hyun Kim

国際湿地保全連合 – Ward Hagemeyer (オランダ), Taej Mundkur (オランダ), 岸本伸彦 (日本), Doug Watkins (オセアニア), Warren Lee Long (オセアニア)

(財)日本野鳥の会 – 金井裕

WWF (世界自然保護基金) – Viet Hoang (ベトナム), Averil Bones (オーストラリア)

##### オブザーバー

バングラデシュ – Rezal Sikder

モンゴル – Ayush Namkhai

ミャンマー – Sein Tun

タイ – Nirawan Pipitsombat

ベトナム – Cuong Tran

アフリカ-ユーラシア水鳥協定 – Bert Lenten,

パース・コリア – Tiffany Inglis

日本湿地ネットワーク – 柏木実

日本雁を保護する会 – 呉地正行

PGA 湿地研究所 – HAN Dong-Uk

韓国野鳥の会 – PARK Heon-Wook

慶南ラムサール環境財団 – SUH Seung-Oh

セマングム干潟生命平和連帯 – JU Yung-Ki

シェル・インターナショナル – Steven de Bie

#### 1日目

##### 議題 1.1 議長挨拶



## Third Meeting of the Partners

Partnership for the East Asian – Australasian Flyway

Incheon, Republic of Korea, 6-7 November 2008

1. パートナーシップ議長 Andrew McNee 氏が開会を宣言し、出席者を歓迎するとともに、第3回パートナー会議開催国である韓国政府と開催地の仁川市役所に感謝の意を表した。
2. 議長は、新たにパートナーシップに参加した中国と国連食糧農業機関に対し温かい歓迎の意を表した。
3. 第3回パートナー会議開催国を代表し、韓国環境部自然保全局の Kim Ji Tae 局長が、出席者を歓迎するとともに、パートナーシップが渡り性水鳥保全において最も効果的なメカニズムになるであろうと述べた。

### 議題 1.2 報告担当者の指名

4. Bianca Priest 氏(オーストラリア)、Maki Koyama 氏(暫定事務局)、ならびに Warren Lee Long 氏(国際湿地保全連合—オセアニア)が当会議の報告担当者に指名された。

### 議題 1.3 第3回パートナー会議議事日程案の承認

5. 議長は、議題6の事務局設置に関する審議を繰り上げるよう提案した。本会議は、その修正案に合意した上で議事日程案を承認した。

### 議題 1.4 オブザーバーの出席承認

6. 議長は、下記のオブザーバーの出席を歓迎した。  
バングラデシュ政府、モンゴル政府、ミャンマー政府、タイ政府、ベトナム政府、アフリカ-ユーラシア水鳥協定事務局、バース・コリア、日本湿地ネットワーク、日本雁を保護する会、PGA 湿地研究所、韓国野鳥の会、慶南ラムサール環境財団、セマングム干潟生命平和連帯、シェル・インターナショナル

### 議題 1.5 第2回パートナー会議議事録の承認

7. 当会議は、第2回パートナー会議の議事録を採択した。

### 議題 6 事務局の設置について

8. 議長は、中国と韓国が事務局の受け入れを希望している旨を伝え、次の選択肢を提案した。
  - i) パートナーシップを代表して両国の提案を検討し、決定を行うための委員会を組織した上で本件の検討に着手する。
  - ii) または、両国の提案に含まれる情報が十分なものであれば、当会議において決定する。  
議長は、中国と韓国に対し、当会議で提案内容を発表するよう促した。
9. 韓国環境部と仁川市は、下記に関連して事務局受け入れ提案の概要を説明した。
  - i) 仁川市について-地理、交通の拠点および環境への配慮
  - ii) 仁川市が事務局立地に適している理由
  - iii) 事務局運営に対する50万米ドルの財政支援(職員、事務所、運営予算、パートナーシップ支援、および出向職員用賃貸集合住宅)
10. 中国は、下記に関連して事務局受け入れ提案の概要を説明した。
  - i) 過去20年間における中国の渡り性水鳥保全への関与(渡り性水鳥保全委員会、WSSD タイプ2パートナーシップの発足、および第2回パートナーシップ会議の議長国)
  - ii) 渡り性水鳥の重要繁殖地・中継地としての中国の重要性



## Third Meeting of the Partners

Partnership for the East Asian – Australasian Flyway

Incheon, Republic of Korea, 6-7 November 2008

- iii) 事務局機能および職員の配置
  - iv) 組織管理
  - v) 事務局運営に対する支援(外交面、施設・設備面、財政面)
11. 議長は、中国と韓国の真剣かつ重要な申出に感謝し、以下について議場から意見を求めた。
- i) 合意による決定のプロセス
  - ii) パートナーがこの決定のプロセスに参加する意思があるかどうか
12. 日本は、中国と韓国の提案を評価するための一つの方法、および両提案を評価するための小部会を招集する提案を支持し、その部会への参加意思を表明した。オーストラリア、ボン条約事務局、国際湿地保全連合、バードライフ・インターナショナル、国際ツル財団、ラムサール条約事務局ならびにシンガポールも同様の見解を示し、そのタスクグループに参加する意思を表明した。

### 議題 2.6 暫定事務局による報告

13. 暫定事務局は、過去 6 ヶ月間における事務局の主な活動について簡潔に報告した。

### 議題 2.7 ワーキンググループからの最新情報

14. ツル類、シギ・チドリ類、ガンカモ類および鳥インフルエンザの各ワーキンググループは、第 2 回パートナー会議以後の進展について報告した。また、同ワーキンググループの付託事項の見直し案を議長検討用に提供した。
15. ツル類ワーキンググループの前代表(金井裕氏)は、中国の WANG Wei 氏が同ワーキンググループの新代表に就任したことを伝えた。同グループのコーディネーターである Simba Chan 氏は、構成とメンバーの変更、および諮問委員会の設置を報告した。次回のツル類ワーキンググループ会合は、2009 年 10 月に中国で、ソデグロツルプロジェクトの会合の時期に合わせて開催される。
16. シギ・チドリ類ワーキンググループ(Ken Gosbell 氏)は、パートナーに同ワーキンググループの代表を推薦するよう促し、同グループがパートナーシップのもと、合意されたプログラムを通じてパートナーを支援する機会を待ち望んでいると述べた。
17. ガンカモ類ワーキンググループのコーディネーター(岸本伸彦氏)は、同ワーキンググループ代表の代理として、ガンカモ類にとって重要な韓国の湿地 2 か所-ウポ沼とチュナム貯水池-をフライウェイサイトネットワークに加えたことを報告した。
18. 米国(Kimberly Trust 氏)は、Kent Wohl 氏の後任が近日中に決定する予定であり、その後任者が海鳥ワーキンググループに関してパートナーに連絡をとる旨を伝えた。
19. 鳥インフルエンザ・ワーキンググループの代表(Taej Mundkur 氏)は、前回のワーキンググループ会合と下記を含む活動について報告した。
- i) 生物多様性条約のサイドイベント、ラムサール条約およびボン条約締約国会議の決議に対する意見・情報提供
  - ii) 前回の会合で求められていた、フライウェイにおける鳥インフルエンザのモニタリングとサーベイランスに関する提言のとりまとめ
- “Wild Birds and Avian Influenza Manual”の出版も紹介された。



### Third Meeting of the Partners

Partnership for the East Asian – Australasian Flyway

Incheon, Republic of Korea, 6-7 November 2008

20. 議長は、各ワーキンググループが提供した付託事項草案の見直しに言及し、見直し後の草案に対する意見を求めた後、付託事項の承認を求めた。シギ・チドリ類ワーキンググループは若干の修正を2点求めた上で、ガンカモ類ワーキンググループは背景情報の追加を求めた上で、それぞれ付託事項を承認した。海鳥ならびに鳥インフルエンザ・ワーキンググループからのコメントはなかった。

#### 議題 3.1: 目標 1-フライウェイサイトネットワークを発展させる

21. 暫定事務局は、フライウェイサイトネットワークの現状について、特に次の事柄に言及し、報告を行った。
- i) 韓国が新たに3か所の候補地を挙げ、そのうち2か所(ウポ沼とチュナム貯水池)はネットワークに加えられたが、3か所目(ナクトンガン河口)はまだ検討中であること
  - ii) モンゴル、北朝鮮、マレーシアのサイトの状況を確認する必要性について
22. 国際ツル財団は、ロシアにおけるサイトの移動確認のプロセスについての明確な説明を求めた。オーストラリアは、ロシアがサイトの移動時期について議長に書面で報告する必要があることを説明した。
23. バードライフ・インターナショナル/ツル類ワーキンググループは、ツル類にとっての重要性から参加候補地となりうる生息地が中国にあり、同ワーキンググループがそれらの生息地のフライウェイサイトネットワークへの参加について中国と協議を行う予定であると述べた。
24. 国際湿地保全連合は、広報のメカニズムとしてウェブサイト依存する以外にも、フライウェイサイトネットワークに関する情報を政府・行政のあらゆるレベルに容易に伝えられる方法を探る必要性を指摘した。

#### ◆報告用テンプレート

25. 事務局は、報告・計画書テンプレートを電子版ニュースレターですでにパートナーに配布しており、その様式についてパートナーからの意見を求めていたと述べた。
26. オーストラリアは、報告書は2時間程度で完成できる有用な評価フォームであったと述べ、他のパートナーにも報告書を完成させるよう促した。
27. 国際湿地保全連合は、国内ワークショップはテンプレートを完成させるための貴重なメカニズムであると述べた。
28. 米国は、報告要求事項についての明確な説明を求めた。
29. ラムサール条約事務局は、各国が報告担当者を指名しているかどうかを尋ねた。
30. 議長は、報告についてのさらなる協議は分科会で行うこととした。

#### 議題 3.2: 目標 2-広報、教育、普及啓発(CEPA)を強化する。

31. 暫定事務局は、以下を含むパートナーシップのCEPA活動に関して報告した。
- i) パートナー文書の翻訳
  - ii) パートナーシップのウェブサイトの構築
  - iii) アジア湿地シンポジウム



### Third Meeting of the Partners

Partnership for the East Asian – Australasian Flyway

Incheon, Republic of Korea, 6-7 November 2008

32. オーストラリアは、パートナーシップを促進する上でのウェブサイトの有用性について述べ、サイトの構築に対する日本の財政支援に感謝するとともに、ウェブサイトに掲載したい情報を事務局に寄せるようパートナーに促した。

#### ◆ラムサール条約 COP10(第 10 回締約国会議)の報告

33. 国際湿地保全連合は、ラムサール条約 COP10に先駆けて開催された干潟ワークショップについて以下の事柄を含む報告を行った。
- i) 組織委員会について
  - ii) ワークショップからの結論
  - iii) 黄海の重要性と問題に光を当てるよう、COP10 で採択されたフライウェイの保全に関する決議(決議 X.22)
34. ラムサール条約事務局は、地域イニシアティブに関する決議(X.6)に関連した COP での協議に言及し、現在の地域イニシアティブがその継続を希望する場合は、ラムサール条約事務局へ書面で要請するよう促した。
35. 議長は、議場からの意見を促し、パートナーから意見が出ないのを確認した後、地域イニシアティブとしてのパートナーシップの継続をラムサール条約事務局に書面で要請する旨の提案を承認した。
36. 日本は、湿地生態系としての水田の生物多様性の向上に関する決議 X.31に関連した COP での協議に言及し、同決議に関して科学技術検討委員会が報告書を作成する可能性を示唆した。
37. オーストラリアは、パートナーシップによるサイドイベントに言及し、サイドイベントを企画運営した岸本伸彦氏ならびに後援者である日本政府に感謝の意を表した。
38. 国際湿地保全連合は、パートナーシップのサイドイベントで“*Invisible Connections*”の出版を発表して黄海の重要性を強調したことに言及し、署名入りの冊子を中国と韓国に贈呈するとともに、COP に出席した各代表にも冊子を提供したことを報告した。同出版物は、シェル・インターナショナルの資金援助を受け、バース・コリアと豪州シギ・チドリ類研究会が協働で製作したものである。
39. 国際ツル財団は、ツル類保全のための西中央アジア生息地ネットワークに関連して、フライウェイの保全に関する決議について意見を述べた。
40. 国際湿地保全連合は、高病原性鳥インフルエンザの広がりに対処するための決議 X.21に関連した COP10 での協議に言及し、サーベイランスの強化およびサーベイランスとリスク評価に関するコミュニケーションの改善を求めた。

#### ◆アフリカ-ユーラシア水鳥協定(AEWA)

41. UNEP/AEWA 事務局の Bert Lenten 氏は、下記を含む AEWA に関する情報を提供した。
- i) 基本金
  - ii) アプローチ
  - iii) 協定領域(62 の締約国、118 の範囲国)
  - iv) 活動の概要-世界渡り鳥デー、単一種行動計画(SSAP)、湿地を飛ぶ翼プロジェクト(WOW)、WetCap(湿地能力向上パートナーシップネットワーク)、鳥インフルエンザに関する国際タスクフォース
  - v) 第 4 回会合の結果



### Third Meeting of the Partners

Partnership for the East Asian – Australasian Flyway

Incheon, Republic of Korea, 6-7 November 2008

42. 国際湿地保全連合は、WOW の重要サイトツールは東アジア・オーストラリア地域フライウェイにも有用であろうと述べた。
43. Lenten 氏は、AEWA が UNEP-WCMC とどのように情報を共有しているのかとの IUCN の質問に対して、AEWA はデータを管理してはいないが、様々なデータベースにアクセスするためのプラットフォームを提供していると答えた。国際湿地保全連合は、他のフライウェイイニシャティブでも同様のアプローチをとることが可能であると述べた。
44. 国際ツル財団は、UNEP/GEF のソデグロツルネットワークの活動と得られた教訓について報告した。

#### 議題 3.3: 目標 3-フライウェイに関する調査およびモニタリング活動、知識と情報交換を強化する

45. 国際湿地保全連合は、”Migratory Shorebirds of the EAA Flyway: population estimates and important sites” を 2008 年に出版したこと、また、アジア水鳥センサス(東アジア・オーストラリア地域フライウェイと中央アジアフライウェイにおける)のコーディネーターを配置したことを報告した。
46. 豪州シギ・チドリ類研究会は、下記について報告した。
  - i) セマングム・シギ・チドリ類モニタリングプログラム(SSMP)が、3年間に渡り毎年作成してきた報告書で、ヘラシギとオバシギの個体数減少が詳細に記録されている。
  - ii) 黄海からの渡り鳥のオーストラリアにおけるモニタリング調査プログラム(MYSMA) – 黄海での埋め立てに関連したオーストラリアで観察される渡り性シギ・チドリ類の変化を検出するためのプログラム。過去2年間、オバシギの飛来数減少が記録されている。
  - iii) オーストラリアにおける全国シギ・チドリ類モニタリングプログラムの復活改善版である Shorebirds 2020 プログラムについて
47. 国際湿地保全連合は、日本のモニタリングサイト 1000、およびその中でガンカモ類が生息する 80 のサイトについて、また、日本湿地ネットワーク(JAWAN)は、シギ・チドリ類が生息する 119 のサイトについて報告した。シギ・チドリ類のサイトは、JAWAN が CEPA を担当し、WWF ジャパンが助言を行い、バードリサーチがコーディネートしている。日本は、モニタリングサイト 1000 の事業の一環として、水鳥の渡りに関する情報共有のためのシンポジウムを 2009 年 1 月 31 日に福岡で開催する。

#### 分科会: 目標 1 と 2-2009 年の優先事項と機会

48. 各分科会では、パートナーシップの目標 1 と 2 に関連する一連の問題について、また、2009 年の機会と優先事項についての協議が行われた。

#### 議題 3.3: 目標 3-フライウェイに関する調査およびモニタリング活動、知識と情報交換を強化する(続き)

49. FAO は、国際野生動植物プログラムについて、また、アジアで実施した活動のうち、下記を含むパートナーシップに関連するものについて報告した。
  - i) アジアでの鳥インフルエンザ調査とサーベイランス
  - ii) 中国のポーヤン湖プロジェクト
  - iii) 野鳥の捕獲とサンプリングに関するトレーニングコース
  - iv) 将来の計画とパートナーについて



## Third Meeting of the Partners

Partnership for the East Asian – Australasian Flyway

Incheon, Republic of Korea, 6-7 November 2008

### 議題 3.4: 目標 4-水鳥および生息地の管理に関する能力を向上させる

50. 国際湿地保全連合は、インドネシア、フィリピンならびにカンボジアで開催した国内パートナーシップのワークショップについて、特に下記の事柄を含む報告を行った。
  - i) インドネシアでは、フライウェイパートナーシップの重要性に関する情報を普及させる必要がある。
  - ii) フィリピンでは、湿地の管理に関してサイト管理者を指導する上で、また、コミュニケーション計画と参加型管理計画を策定する上で、ワークショップは価値のあるものであった。フィリピンは、フライウェイサイトネットワークの参加候補地として 8 か所の生息地を評価、選定中である。
51. ボン条約事務局は、管理有効性追跡ツール(WWF と世銀が開発した)の利用と、このツールのサイトレベルでの利用を検討する必要性を指摘した。
52. 国際湿地保全連合は、西半球シギ・チドリ類保護区ネットワーク(WHSRN)のサイトツールをオーストラリアとニュージーランドのサイト管理者のワークショップで使用したと述べた。
53. 国際ツル財団は、保護区を追跡するツールを年に一回使用していることから、その使用に際して学んだことや、フライウェイへの適用について情報を提供できると述べた。また、幅広いステークホルダーによってこれらのツールを完成させていくことの必要性を指摘した。
54. 議長は、今後の会合で利用可能なツールの性質やパートナーシップが要求するツールのタイプなどについて協議するよう提案した。

### 議題 4: タスクグループ

55. 参加者は、下記について協議を行うためのタスクグループを組織した。
  - i) 事務局の設置
  - ii) 黄海における協働プログラム
  - iii) 鳥インフルエンザ・ワーキンググループの活動
  - iv) シギ・チドリ類ワーキンググループの活動

## 2 日目

### 分科会: 目標 3, 4 および 5-2009 年の優先事項と機会

56. 分科会は、パートナーシップの目標 3, 4 および 5 に関連する一連の問題、また、2009 年の機会と優先事項について協議を行った。

### 議題 3.5: 目標 5-フライウェイ規模で渡り性水鳥の保全状況を強化する手法を開発する

57. バードライフ・インターナショナルは、ヘラシギ、クロツラヘラサギおよびヒガシシナアジサシ保全のための国際アクションプラン策定に関する情報を提供した。

### パートナーシップの目標 1, 2, 3, 4 および 5 に関する分科会の報告

58. 非公式に行われた分科会での協議内容について各代表が報告を行った。

### 議題 5: パートナーシップの構築



### Third Meeting of the Partners

Partnership for the East Asian – Australasian Flyway

Incheon, Republic of Korea, 6-7 November 2008

59. オーストラリアは、国内パートナーシップについて下記を含む概要説明を行った。
  - i) オーストラリアの国内パートナーシップは、野生生物保全計画ワーキンググループを通じて運営されており、その年次会合で全国レベルでの実施のための優先事項が決定されている。
  - ii) 日本の国内パートナーシップは、シギ・チドリ類、ツル類ならびにガンカモ類のワーキンググループの支援を受けた事務局によって運営されている。
  - iii) オーストラリアは、インドネシア、フィリピンおよびカンボジアにおいて、全国レベルで活動を実施する省庁担当者を集めた国内パートナーシップのワークショップを支援した。
60. 議長は、パートナーシップが国内パートナーシップを支援するためのメカニズムについて尋ねた。
61. 国際湿地保全連合は、「国内パートナーシップ」という用語をよく理解していない国もあるため、代わりに「National Meeting」（国内会議）という用語を使うよう提案した。
62. 豪州シギ・チドリ研究会は、イニシャティブをパートナーシップへつなぐ戦略の一例として、ラムサール条約 COP の時期に合わせて開催された黄海パートナーシップ会議について報告した。
63. 国際ツル財団は、良好な協議の場としてパートナーが集い、また、プロジェクトを通じて関係するステークホルダー間の連絡を確実にするよう、同様の分野で活動する人物を特定できる全国および地域レベルのワーキンググループを設置したことを報告した。東南アジアでの渡り性水鳥（ツル類）に関する会議は、人々が一堂に会して具体的な活動を融合させる機会の一つである。
64. 国際湿地保全連合は、ミャンマーで国内会議を開催すれば有益であろうと述べ、バードライフ・インターナショナルがこれを支持した。
65. バードライフ・インターナショナルは、情報、知識や活動の不足によりニーズが存在する国において国内会議を開催する機会を探る必要性を指摘した。
66. 国際湿地保全連合は、アセアン生物多様性センター（ACB）ならびに生物多様性に関するアセアンワーキンググループについて言及し、パートナーシップが同ワーキンググループの代表宛てに書簡を送るよう提案した。ラムサール条約事務局は、パートナーシップが、2009 年にシンガポールで開催される湿地に関する ACB のワークショップに参加する機会を求めるよう提案した。

#### ◆国際産業部門パートナー

67. シェル・インターナショナルは、国際産業部門がパートナーシップを脅威ととらえる可能性があること、また、パートナーは下記について考慮し、明確にする必要があることを指摘した。
  - i) イニシャティブは産業部門に何を提供できるのか
  - ii) イニシャティブは産業部門に何に対する責任と関与を求めているのか産業部門としては、以下のことを求める。
  - i) 操業権、採掘許可の維持
  - ii) 資源への安全なアクセス単なる資金提供は「見せかけの環境保全」ととらえられるであろう。
68. 議長は、産業部門の関与はパートナーシップがパートナーを通じて求めるものか、あるいはパートナーシップとして求めるものであったのかを尋ねた。



### Third Meeting of the Partners

Partnership for the East Asian – Australasian Flyway

Incheon, Republic of Korea, 6-7 November 2008

69. 米国は、シェルがなぜ関与するようになったかを尋ねた。シェルは、経営の技能を管理計画策定や保護区の管理に応用することができ、共通の関心事に向けて協働する機会があることを理由として挙げた。
70. 議長は、産業部門の活動とパートナーシップの価値観が一致する部分を考察する必要性を指摘した。国際湿地保全連合は港湾の運用を、シェルは生物多様性のオフセットプログラムを、米国は採掘産業と風力発電の運用を、それぞれ機会のある分野として挙げた。
71. 米国は、パートナーシップのウェブサイトです産業部門とサイト管理者のための利点と機会を宣伝することの必要性を指摘した。
72. 議長が、産業部門へのアプローチ戦略を策定するコンタクトグループを組織することに関心があるかどうかを尋ねたところ、6 者以上のパートナーがそのグループへの参加意思を表明した。議長は、パートナーに E メールでの協議を始めるよう提案した。コンタクトグループのメンバーは、オーストラリア、中国、日本、韓国、米国、FAO、国際ツル財団、IUCN ならびに国際湿地保全連合である。

#### 議題 6: フライウェイパートナーシップの事務管理

##### ◆事務局の設置について

73. 議長は、中国と韓国による提案を検討するタスクグループの結成、検討のプロセス、および常設事務局設置の問題を折り返し報告した。タスクグループには、オーストラリア、日本、インドネシア、ボン条約事務局、IUCN、ラムサール条約事務局、バードライフ・インターナショナル、国際湿地保全連合、国際ツル財団、中国ならびに韓国が参加した。
74. タスクグループは、次の二通りのアプローチが可能であることに合意した。
  - i) 当会議で決定する。
  - ii) 両提案の評価を継続して行うとともに、審査と決定を行う権限を与えられた管理委員会を組織する。中国と韓国を除くメンバーによるタスクグループの協議では、二つ目の選択肢が適切であるとの見解が示された。
75. 議長は、両提案を検討する際の根拠となる基準と必須要素の概略を述べた。
76. 議長は、中国と韓国に対してタスクグループの勧告に答えるよう促した。
77. 中国は、タスクグループの作業に対して感謝の意を示し、それらの基準と必須要素は有用であると述べた。
78. 韓国は、この申出は当会議の会期中のみ有効であるとし、事務局に関する決定を当会議に求める意向を表明した。
79. 議長は、会議を一時中断し、韓国と協議を行った。
80. 議長は、会議を再開し、パートナーが当会議で事務局受け入れ国の決定を行うことができるかどうかを尋ねた。
81. 国際湿地保全連合は、法人組織としての事務局が職員の雇用、銀行口座および資金の受領に関してどのように機能するかについて尋ねた。



### Third Meeting of the Partners

Partnership for the East Asian – Australasian Flyway

Incheon, Republic of Korea, 6-7 November 2008

82. 米国は、その質問は中国に対するものかを尋ね、議長はそうであろうと答えた。
83. 国際ツル財団は、その質問に答えるのは困難であろうとしつつも、両国の提案を全面的に支持すると述べ、それらの点を明確にするのは有用ではあるが、決定は早く行う必要があることを指摘した。
84. オーストラリアは、事務局の法的位置付けを含む基準に照らして両提案を評価するには時間が必要であると述べた。
85. 日本は、渡り性水鳥の保全のための協力の精神を失うことなく、できるだけ早く決定する必要がある点に言及しつつ、決定に関してはより詳しい説明が必要であると述べた。
86. バードライフ・インターナショナルは、中国からの資金提供の情報が十分でないため、パートナーが両提案を比較することができなかったと述べた。
87. 韓国は次の点を含む本日と明日の状況の違いを説明した。
- i) 公平性
  - ii) 地方自治体と中央政府の関係
- 韓国は、提案は昨日出されたものであり、本日決定を行うのが公平であると述べた。決定が明日に持ち越されれば、中国に提案内容を修正する機会を与えかねない。仁川市にとってこれは新たな機会であり、韓国政府は仁川市の提案を本日は担保できるが、明日になるとそうではない。
88. ポン条約事務局は、パートナーシップは新たな提案内容を求めているのではなく、現時点での提案内容の明確化を求めていると説明した。
89. 議長は、韓国の明確な立場と、詳細な説明が必要のために結論を出せなかったパートナーの数に言及し、この協議の内容を要約した。議長は、韓国の提案に対して感謝の意を表した。
90. 議長は、タスクグループが提案した決定プロセス原案の概要を説明した。それには以下の事柄が含まれる。
- タスクグループは：
- a) パートナーシップ事務局の受け入れ提案の評価と選定を行う「管理委員会」を<sup>1</sup>(パートナーシップ文書に示されるとおり)設置することに合意する。
  - b) 管理委員会の決定<sup>1</sup>をパートナーに報告し、承認を得ることに合意する。
  - c) 「付託事項」と「基準」が評価の第一の根拠であるが、提出が必要な事項については議長が11月14日までに書面で詳細を通知することに合意する。提案者がさらに詳細な情報を提供したい場合は、議長と相談の上で行う。
  - d) 提案者は、議長を通じて管理委員会宛ての提出物を提供すること、またその期限を2008年11月28日必着とすることに合意する。
  - e) 次のスケジュールに合意する。
    - 11月7日：基準と付託事項を提案者に提供
    - 11月14日：議長が書面で提案者に必要な追加情報を請求
    - 11月30日～12月15日：管理委員会が会議で勧告を決定
    - 12月16日：議長が管理委員会の勧告をパートナーに書面で通知
    - 12月22日：パートナーが勧告に対する意見を送付
- そして、議長はパートナーからの意見を促した。

<sup>1</sup> 最終文書では「勧告」に差し替えられた。第91節を参照。



## Third Meeting of the Partners

Partnership for the East Asian – Australasian Flyway

Incheon, Republic of Korea, 6-7 November 2008

91. ボン条約事務局は、b)の「決定」を「勧告」に差し替えるよう提案した。
92. 議長は、他のパートナーにも提案を出す機会があると述べた。
93. オーストラリアは、検討と助言に十分な時間を確保できるよう、パートナーができるだけ早く事務局に回答を寄せる必要があることを強調した。
94. ボン条約事務局は、パートナーはわずか一週間で回答しなければならなくなることを強調した。
95. 国際湿地保全連合は、提案者に決定を通知する日付を盛り込むよう議長に提案した。
96. 議長は、概説された決定プロセスを前進的なプロセスとして受け入れた。

### ◆協働活動への資金調達

97. オーストラリアは、協働プロジェクト構想の策定の経緯について概要を説明し、これを前進させるプロセスに対してパートナーからの判断を求めた。
98. 国際湿地保全連合は、AEWA はフライウェイ規模での国際的な提案を検討しているだけであり、それらを関連性と緊急性に基づいて評価しているのは技術委員会である点に言及した。
99. オーストラリアは、AEWA の例に倣うほどこのパートナーシップは十分に発展してはいないが、黄海における作業を支援したいと述べた。
100. 国際ツル財団は、ポーヤン湖プロジェクトの重要性と緊急性に注目するようパートナーに強く求めた。
101. 国際湿地保全連合は、現在のリストにあるほとんどのプロジェクトは、個々のパートナーが資金を要請しているものであるが、集合体として協調したアプローチが望ましいことを指摘した。さらに、当会議がそのような資金提供を受けたプロジェクトを審査し、追跡調査する予定なのかどうかを尋ねた。
102. 議長は、年に一回の審査が適切であろうと答えた。
103. 国際湿地保全連合は、年に一回提案を検討する(そして提案のリストを更新する)ための小委員会を設置することの有用性を示唆した。国際ツル財団は、協働プロジェクト構想に当初から関与していたグループがそのような小委員会の中核となるべきであると述べた。国際湿地保全連合は、プロジェクトの発案者がその評価を行うことを避けるため、そのような小委員会の構成は柔軟にすべきであると指摘した。議長は、全ての情報をウェブサイトで入手できるようにし、本件に関する協議を会期と会期の間に継続して行うよう提案した。
104. 国際湿地保全連合は、提案の評価や審査よりも、限りある資金をプロジェクトに配分するための戦略を確立することの方を優先するべきであることを認め、当初の期間が短かったため、協働プロジェクト構想をさらに6か月延長することができるかどうかを尋ねた。議長は、評価戦略は現時点から来年の間に確立させなければならないと述べた。

### ◆新議長・副議長の推薦



## Third Meeting of the Partners

Partnership for the East Asian – Australasian Flyway

Incheon, Republic of Korea, 6-7 November 2008

105. 議長は、政府パートナーの非公式会合では新議長・副議長の推薦がなされなかったことを報告し、会期と会期の間に推薦を求めなければならないと述べた。
106. ボン条約事務局は、パートナーに階層があるのか、そして政府パートナーだけが議長と副議長の役割を担うことができるのかどうかを尋ねた。
107. オーストラリアは、本件はすでに協議済みであり、それは以前のパートナー会議の議事録に記録されていると説明した。
108. 議長は、現状を維持することに合意し、常設事務局が設置されれば1月末から2月初旬に新議長ならびに副議長が指名されるであろうと述べた。

### ◆次回パートナー会議

109. 議長は、事務局に対し、次回のパートナー会議の期日についてパートナーの都合を尋ねるよう提案した。
110. 国際ツル財団は、2009年11月末にボン条約との協力覚書に関する会議がイランで開催されるため、同時期での開催を避けるよう提案した。

### ◆閉会

111. 議長は、開催国、事務局ならびに報告担当者に感謝の意を表した。
112. 開催国政府である韓国環境部は、全員に感謝と歓迎の意を表し、参加者がフィールドトリップを楽しむよう祈念した。韓国は、事務局受け入れの強い希望を示し、議長からの案内状にしたがって提案内容を提出する旨を伝えた。
113. 国際湿地保全連合は、議長に感謝するとともに、事務局受け入れを提案した韓国と中国に感謝の意を表した。

---

<sup>i</sup> 当初、管理委員会のメンバーは、ボン条約 COP9（2008年12月1～5日）の会期中にイタリアのローマで開催された会合に出席したパートナーであると定義されていた。したがって、当初から管理委員会のメンバーであったのは、オーストラリア、日本、ボン条約事務局ならびに国際湿地保全連合である。